

補助金等審査検討委員会 検討補助金一覧表(21年12月提言後の決算の状況)

H20決算比 H20決算比

△1,877 △7,554

98,002 89,134 87,268 87,257 81,580

補助金 検討番号	所属名 称	説明名称	支出先	支給開 始年度	前々年 度(19) 決算額	前年度 (20) 決算額	H21 予算措 置額	H21 決算額	H22 決算額	審査検討内容・結果	今後の方向性 (平成22年度以降)
2	総務課	交通安全母の会活動 費補助金	松浦市交通安全 母の会連合会	不明	50	45	45	45	0	全国の市町村に設置してある交通安全のボランティア団体であり、小中学校に通学する児童生徒の母親で構成され、更には国及び県に上部団体が設立されており、全国的な組織となっている。 主な活動内容は四季の交通安全運動期間中に通学路における保護誘導を行う等、交通安全の意識高揚を図り、事故防止に尽力されている。 会の運営は主に補助金と寄附金により賄われているが、支出の大半を占める新一年生に対する交通安全グッズの購入に係る経費については、民間団体との協議により、購入物品を各団体が負担している状況である。 事業実施(グッズ購入)に係る必要経費については、市が直接負担することとし、当補助金は廃止とする。 また、街頭指導等については無償による労力提供が継続して実施されていることから、自動車学校協会からの寄附金を充当しながら、会の維持運営を行って頂きたい。	当補助金については、廃止することとし、事業実施に必要な物品等は市が購入し支給する。
3	総務課	人権擁護委員協議会 助成金	平戸人権擁護委 員協議会	不明	360	360	360	360	280	平戸法務局管内の人権擁護委員で構成される協議会で、国及び県にも上部団体があり、全国的な組織となっている。 (松浦市=9名(松浦5名。福島2名。鷹島2名)。平戸市=8名) 人権擁護委員の連携を図り任務の円滑な遂行を目的として設立されているが、委員に対する報酬がないために、委員1名あたり4万円を各自自治体が負担し、会の運営費及び人権啓発活動及び委員研修費といった事業費に充当されている。 従来から委員1名あたり4万円を各自自治体が負担しているが、額の基準が不明確である。負担をしている以上、協議会が行っている事業内容を精査をし、真に必要な額を補助すべきである。	現行補助額の削減を前提とし、会の維持運営及び人権擁護委員の資質向上及び人権啓発活動に要する必要経費を再度精査し、県の助成金の増額を求めるとともに、関係自治体と連携のうえ、検討結果に応じた補助金額を継続する。 併せて、将来的には人口規模に見合う定数(7名)への移行に向けた検討も行うことを条件とする。
4	総務課	防犯灯電気料補助金	松浦地域自治会 連合会(各自治 会)	平成4 年度	3,057	3,133	3,291	3,285	3,366	防犯灯の設置については、地元の要望に基づき松浦地区連合防犯協会が行うが、設置後の電気料金については、地元で支払うことになっており、その電気料金に対する補助である。 (1灯あたり2,580円(年額)に2/3を乗じた額を基礎としている。) 設置を推進するために従来1/2補助から2/3補助となったことと併せ、年々設置数は増加しているためそれに比例して補助金も増額している。 地域の協力を得ながら安心して生活できる地域社会の実現のために必要な補助金であるが、年々増加する補助金額と、より消費電力の少ない機器(LED等)への切り替えなど、総合的な観点から設置に係る経費と、設置後の維持管理経費を積算することにより、年々増加する電気料金補助の負担軽減に努めるべきである。	電気料金補助については継続するが、新たに設置する防犯灯については、より消費電力の少ない機器設置を行うことで、年々増加する補助金の負担を軽減できないか検討することを条件とする。
5	福祉事 務所	社会福祉協議会運営 費補助金	松浦市社会福祉 協議会	不明	40,000	36,000	36,000	36,000	31,820	社会福祉協議会は、社会福祉法により行政区ごとに組織され、地域福祉の増進を図ることを目的として設立された団体で、国及び県に上部団体が設立されており、全国的な組織となっている。 主な活動内容は社会福祉を目的とする事業の企画や実施、調査等を行っており、その事務を行う職員の人件費相当分に対して補助を行っている。 業務に係る必要人数を精査した上で、定期的に業務の効率化が行われているか等、検証する仕組みを構築すべきである。	人件費相当分を運営費補助として継続することとするが、今後より効率性を高めながら人件費削減に向けた方策を検討することを条件とする。
6	福祉事 務所	遺族会運営費補助金	松浦市連合遺族 会	不明	200	180	180	180	180	戦後遺族の福祉の増進と戦没者の慰霊を主な活動として設立されている会で、国及び県にも上部団体があり全国的な組織となっている。 主な活動内容は各種追悼式への参加のほかに、遺族に対する弔慰金、恩給等の国策に関する研修会等への出席であり、その一部に補助金が充当されている。 国からは組織の維持運営に係る補助はなく、会費は徴しているものの、会員は年々高齢化していることから、新たな自己財源の確保は見込めない。 補助を継続するにあたっては、市の補助金が充当される支出項目を明確にすべきである。	現行補助額を基礎とし、組織の維持運営に必要な経費については、運営費補助(決算書上の会議費及び事務費)として継続する。
7	福祉事 務所	更生保護女性会運営 費補助金	松浦市更生保護 女性会	不明	60	54	54	54	54	犯罪や非行に陥った人々の更生と、社会復帰を助長する業務と併せ、非行防止、防犯活動を実施している民間のボランティア組織として設立され、国及び県にも上部団体が設立されており、全国的な組織となっている。 会の運営は会費と、啓発を兼ねた物販による収入と、併せて市の補助金により賄われている。 会費を徴してのボランティア活動であり、大幅な会員の増加とその収入増は見込めないため、市としても一定負担について、配慮すべきである。	上部団体に対する負担金について、運営費補助として継続する。
8	福祉事 務所	民生委員児童委員活 動費補助金	松浦市民生児童 委員協議会	不明	600	540	540	540	540	民生委員は民生委員法に基づき、市町村の区域内に配置されている民間の奉仕者で人口規模によって必要な人員を配置することになっており、その委員で構成される協議会で、国及び県にも上部団体が設立され、全国的な組織となっている。 主な活動内容は、生活保護に関する相談や、生活福祉資金の貸付に関することなど、日常生活に関する身近な相談に応じ、助言その他の援助を行ないながら地域社会福祉の向上に努められている。 会の運営は会費と、県及び市の補助金と、併せて市の委託料により賄われている。無報酬にもかかわらず会費の徴収も行われており、市としても一定負担について、配慮すべきである。	上部団体に対する負担金について、運営費補助として継続する。

補助金等審査検討委員会 検討補助金一覧表(21年12月提言後の決算の状況)

H20決算比 H20決算比

△1,877 △7,554

98,002 89,134 87,268 87,257 81,580

補助金 検討番 号	所属名 称	説明名称	支出先	支給開 始年度	前々年 度(19) 決算額	前年度 (20) 決算額	H21 予算措 置額	H21 決算額	H22 決算額	審査検討内容・結果	今後の方向性 (平成22年度以降)
9	福祉事 務所	身体障害者福祉協会 運営費補助金	松浦市身体障害 者福祉協会	不明	125	97	97	97	135	身体障害者の福祉の向上、身体障害者団体の組織活動の推進、社会活動への参加と平等の実現、各種相談業務の実施を目的に県下23市町全てに設立され、国及び県にも上部団体があり全国的な組織となっている。 市との連携協力により、県身体障害者相談員の受託者の推薦や、相談員研修、県障害者スポーツ大会への参加依頼を行っており、会の運営費の一部に補助金が充当されている。	上部団体に対する負担金について、運営費補助として継続する。
10	福祉事 務所	身体障害者各種研修 等参加費補助金	松浦市身体障害 者福祉協会	不明	300	270	270	270	69	相談員研修、県障害者スポーツ大会への参加に係る経費と併せ、指導員研修、九州大会への参加に要する経費の一部に補助金が充当されている。 市民の代表として出場されるスポーツ大会については、県民体育大会に準じ補助の対象とし、対象経費も統一すべきである。	現行補助額を基礎とし、県障害者スポーツ大会に係る経費のみ県民体育大会に準じ、事業費補助として継続する。 (対象経費:交通費、宿泊費、昼食費)
11	福祉事 務所	手をつなぐ育成会運営 費補助金	松浦市手をつな ぐ育成会	不明	50	45	45	45	50	知的障害者の福祉の向上、各種相談事業を目的に、知的障害者を持つ親の会として県下23市町全てに設立され、国及び県にも上部団体があり全国的な組織となっている。 市との連携協力により県知的障害者相談員の委託や市障害福祉計画の策定委員の推薦依頼を行っており、会の運営費の一部に補助金が充当されている。	上部団体に対する負担金について、運営費補助として継続する。
12	福祉事 務所	障害者市営バス利用 助成補助金	松浦市交通事業	平成18 年度	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	合併前の旧鷹島町において障害者交通助成(身体・知的・精神)事業として補助制度が創設され、合併後も引き続いている事業である。 大橋開通後は民間事業バスの相互乗り入れも開始されている中で、旧鷹島地域のみ運賃が全額無料となっており、不公平である。(松浦地域、福島地域は国の制度により半額負担) サービスの内容が不均衡であり、住民への周知期間等を考慮し、平成23年3月を目標に廃止に向けた調整を図るべきである。	行政サービスの均衡を図る観点から、23年3月を目標に廃止に向けた調整を図ることとし、円滑な移行に向けてその周知徹底を図るべきである。
13	福祉事 務所	老人クラブ地域活動事 業費補助金	単位老人クラブ	昭和38 年度	1,110	1,026	1,026	1,026	1,026	市の老人クラブ連合会に加入する単位クラブに対する補助金であり、連合会への加入を促進するために創設された補助金である。 単位クラブの運営は、主に会費と補助金により行われており、例会費及び活動費の一部に補助金が充当されている。 単位クラブあたりの定額補助となっているが、補助金の充当先が不明瞭である。 老連加入者を対象とする等、補助金支出に係る算定の根拠を明確化できないか検討を要する。	当補助金については継続することとするが、補助金創設の目的に沿った事業に対する補助にすることを条件とする。
17	福祉事 務所	高齢者各種スポーツ大 会開催費補助金	市老人クラブ連合 会	昭和53 年度	250	225	225	225	225	老人クラブ連合会会員が各種スポーツ大会を通じて、健康の保持と生きがいを高めることを目的として創設された補助金である。 主な補助金の使途は、グランドゴルフ大会、ベタンク大会等開催に係る参加報償費で、支出内容の大半を占めている。 将来的には、支出総額に占める報償費の割合を1/2以下となるような方策を検討すべきである。 その他の補助金と同様に事業費に対する1/2以内の補助とすることとして、当該事業が県の補助対象事業とならないものか検討を要する。	現行補助額を基礎とし、事業費補助(1/2以内)として継続することとするが、将来的には事業費に占める報償費の割合が半分以下となるような方策を検討することを条件とする。
19	福祉事 務所	高齢者福祉大会開催 費補助金	市老人クラブ連合 会	昭和60 年度	85	85	85	85	30	高齢者の保健福祉の向上を目的とし、老人クラブ連合会が主催する福祉大会の開催に要する経費に対する補助金である。 主な補助金の使途は、老人クラブ活動功労者に対する表彰と、講演会開催に係る講師謝金の一部に補助金が充当されている。 老人クラブ加入者のみが市から交付される長寿祝い金と重複して、功労者表彰を受けることについては、見直しを行うべきである。 その他の補助金と同様に事業費に対する1/2以内の補助とすることとして、当該事業が県の補助対象事業とならないものか検討を要する。	事業費補助(1/2以内)として継続する。但し補助対象経費から記念品に関する経費を除く。
20	福祉事 務所	高齢者作品展開催費 補助金	市老人クラブ連合 会	昭和60 年度	40	40	40	40	40	老人クラブ連合会主催による会員の作品展を開催し、高齢者の福祉の向上と併せ文化活動の向上を目的として創設された補助金である。 作品の展示移動に要する経費に対する補助で、支出の全てを補助金で賄われていることから、その他の補助金と同様に事業費に対する1/2以内の補助とすることとして、当該事業が県の補助対象事業とならないものか検討を要する。	現行補助額を基礎とし、事業費補助(1/2以内)として継続する。
21	子育 て・こ ども課	母親クラブ活動費補助 金	松浦市母親クラブ	昭和57 年度	189	48	48	48	48	児童館を利用している幼児、児童の母親で構成されるクラブで、地域住民との各種交流事業等の実施に要する経費の一部を補助している。 会費を徴しながら母親クラブの運営が行われているが、その活動は会員のみならず、児童館を利用する全ての方々に対し、必要に応じて子育てに関する相談などの各種支援を行っている。 相談業務については、特別に相談員を配置したり、報酬を支給している訳ではなく、会費を徴してのボランティア活動であり、大幅な会員数の増加とその収入増は見込めない。 市との連携により児童福祉の向上に向けた取り組みの一端を当クラブが担っており、公益上必要である。	現行補助額を基礎とし、事業費補助(1/2以内)として継続する。

補助金等審査検討委員会 検討補助金一覧表(21年12月提言後の決算の状況)

H20決算比 H20決算比
 △1,877 △7,554
 98,002 89,134 87,268 **87,257** **81,580**

補助金 検討番号	所属名 称	説明名称	支出先	支給開 始年度	前々年 度(19) 決算額	前年度 (20) 決算額	H21 予算措 置額	H21 決算額	H22 決算額	審査検討内容・結果	今後の方向性 (平成22年度以降)
22	健康ほ けん課	食生活改善推進連絡 協議会運営費補助金	松浦市食生活改 善推進連絡協議 会	平成6 年度	1,500	1,350	1,350	1,350	1,350	食生活改善推進員の相互連携を密にするため市町村単位で設立されている協議会で、更には国及び県にも上部団体があり全国的な組織となっている。主な活動内容は食生活改善活動(各種料理教室等)を実施し、不特定多数の市民に対して市民の健康づくり、疾病予防を推進しているボランティア団体である。市の保健師、栄養士との連携を図りながら、食を通じた健康づくりの一端を当協議会が担っており、公益上必要である。会の運営は会費と各種料理教室の折に材料実費相当分を参加者から徴しながら、併せて市の補助金により賄われているが、支出の大半は食生活改善活動を実施するための事前の研修材料費となっている。会費を徴してのボランティア活動であり、大幅な会員の増加とその収入増は見込めない。	現行補助額を基礎とし、会費収入等で賄える部分を除き、事業費補助として継続する。
23	市民生 活課	市保健環境連合会活 動費補助金	松浦市保健環境 連合会	昭和49 年度	2,878	2,699	2,699	2,699	1,980	市内の衛生組織との連携を行い、地域住民自ら生活環境の保全を図り一般廃棄物の処理と疾病の予防に努め、住みよい郷土を建設する目的で設立されており、更には国及び県にも上部団体があり全国的な組織となっている。連合会は市内の嘱託員の代表者で構成される組織で、その会員は全市民となっており、会費を徴すべき団体ではなく、会の運営及び事業実施に係る収入の殆どは市の補助金となっている。清掃活動や空き缶回収等の事業実施に係る支出の大半は、市内8地区で組織されている保健環境連合会に対する活動補助金である。補助金支出のうち環境衛生指導員に対する報酬の支給が行われているが、その活動内容及び設立の趣旨は市長が委嘱する環境美化推進員とほぼ同様であることから、当補助金に係る部分については廃止し、条例で定めのある報酬を一般会計の予算で支給する。	衛生指導員手当に係る部分は廃止し、現行補助額を基礎としながら事業費補助として継続する。
24	農林課	松浦青年農業者会補 助金	松浦市青年農業 者会	平成17 年度	60	54	54	54	54	若手農業者で構成され、次代を担う農村青年の地域における自主的な活動を行なう組織として設立されている。設立当初は全国の農業改良普及センターが積極的だったこともあり、現在では国及び県にも上部団体が設立され、全国的な組織となっている。後継者不足の中で青年農業者を育成支援することは今後の農業振興のためにも重要であるが、補助金の効果・活動の成果を検証した上で、将来自立を促すべき団体である。	当面は現行補助額を基礎とし、事業費補助(1/2以内)として継続することとするが、内容を精査し、真に必要な額に限定するとともに、将来自立を促すことを条件とする。 【事業費補助(1/2以内)】 決算書上の組織活動費、プロジェクト活動費
25	農林課	松浦市有害鳥獣駆除 対策協議会補助金	松浦市有害鳥獣 駆除対策協議会	平成12 年度	50	45	45	45	0	有害鳥獣(イノシシ・カラス)による農作物への被害を防止するため、駆除防除等の対策を協議するために設立された協議会で、その運営に係る経費の一部として補助金を交付しているが、カラス駆除に係る銃弾の購入経費の一部に充当されている。イノシシ駆除に対する委託料については、一般会計で予算措置を講じてあり、当補助金の使途を考慮した場合、現行補助額をイノシシ駆除委託料と一括して交付すべきである。	当補助金については廃止することとし、既に交付しているイノシシ駆除委託料に現行補助額を上乗せし、一括して予算措置を講じる。
26	農林課	松浦市土地改良事業 団体連絡協議会補助 金	松浦市土地改良 事業団体連絡協 議会	昭和57 年度	5,500	4,950	4,950	4,950	4,950	旧松浦地域内の9土地改良区で構成される任意の団体で各土地改良区が実施した土地改良事業等の賦課金徴収、償還事務を行う事務局職員の人件費に対する補助である。定型的な業務が主であり、ある程度昇給した時点で、昇給を停止するなどの方策を検討すべきである。	当面は人件費相当分を運営費補助として継続することとするが、早急に当地の民間企業等とバランスの取れた給与に見直すなどの人件費削減に向けた方策と併せ、会の維持運営に必要な経費は会費の見直しなど自主財源の確保策を検討することを条件とする。
27	農林課	鷹島土地改良区運営 費補助金	鷹島土地改良区	昭和61 年度	12,000	10,080	10,080	10,080	10,080	県営事業により築造されたダムの管理と併せ、財産の譲渡を受けた揚水機器等の維持管理業務を土地改良区が行っており、その業務を行う事務局職員の人件費と、施設の維持管理に要する経費に対する補助金である。	当面は施設の維持管理経費と人件費相当分を運営費補助として継続することとするが、早急に当地の民間企業等とバランスの取れた給与に見直すなど人件費削減に向けた方策と併せ、会の維持運営に必要な経費は賦課金の見直しなど自主財源の確保策を検討することを条件とする。
28	農林課	生産森林組合育成補 助金	市内各生産森林 組合(4組合)	平成元 年度	200	180	180	180	135	生産森林組合を育成し、森林資源の公益的機能の増大、森林の適正な整備推進を図る目的で創設された補助金である。しかしながら、主な補助金の使途を見ると、各森林組合の法人市民税の均等割分に充当されるなど、本来の目的から外れている面がある。補助金創設の本来の目的である森林が持つ水源涵養などの公的機能を支援する事業を対象とするなど、補助のあり方について検討を行うこと。	当補助金については、廃止する方向で検討する。仮に存続する場合には、補助金創設の目的に沿った事業に対する補助にすることを条件にする。
29	農林課	森林組合育成対策補 助金	松浦市森林組合	平成3 年度	900	810	810	810	0	本来、森林組合の経営の再生を促すために創設された補助金であるが、実態は償還金の返済、組合の運営費の一部に補助金が充当されている。団体の運営状況など実態把握に努め、本来の目的に沿って補助金を交付すべきである。なお、従来からの経緯で、補助金の一部が償還金に充当されているが、長期間継続することとなるので、一括償還等の抜本的な対策を検討すべきである。	当面は現行補助額を基礎として補助を継続するが、速やかに当組合と協議し、一括償還などの抜本的な対応を検討することを条件にする。

補助金等審査検討委員会 検討補助金一覧表(21年12月提言後の決算の状況)

H20決算比 H20決算比
 98,002 89,134 87,268
 △1,877 △7,554
87,257 81,580

補助金 検討番号	所属名称	説明名称	支出先	支給開始 年度	前々年度 (19) 決算額	前年度 (20) 決算額	H21 予算措 置額	H21 決算額	H22 決算額	審査検討内容・結果	今後の方向性 (平成22年度以降)
30	水産商 工観光 課	松浦市松浦鉄道協 会運営費補助金	松浦市松浦鉄道 協会	平成元 年度	45	40	40	40	40	松浦鉄道は地域における基幹的な輸送機関として、鉄道輸送サービスの向上に努めながら、生活交通の維持に努めていることから、松浦市以外の沿線自治体においてもそれぞれ協力が設立され、駅周辺施設(駐車場、トイレ等)の清掃及び花いっぱい運動が展開され、双方連携のもとに集客対策を講じており、その環境整備に係る事業に対する補助である。 長崎県をはじめ沿線自治体及び各企業が出資するなど公共的な交通機関としての位置付けが強く、企業としても利用者の増加対策や各種経費削減策などの対策は講じられているものの地元関係者の協力が不可欠となっており、また活動に対する松浦鉄道からの支援も見込めない。	現行補助額を基礎とし、事業費補助として継続する。
31	水産商 工観光 課	松浦商工会議所補 助金	松浦商工会議所	平成2 年度	2,700	2,160	1,944	1,944	1,944	商工会議所が行う中小企業者向けの経営改善普及指導事業を実施することに対して、県及び市が補助を行っている。 経営改善普及指導に係る相談業務については、会員のみならず市内企業であれば幅広く相談を受け付けている。 経営改善普及指導事業の実施に係る人件費については県の補助が主に充当しており、市補助金については、事業実施に対する補助として位置付けされている。(県及び市の補助額で不足する部分については、商工会議所の一般会計より繰り入れて実施。)	現行補助額を基礎とし、商工会議所の決算書上の指導事業費と小規模事業施策普及費を事業費補助として継続する。
32	水産商 工観光 課	商工会育成費補助 金	福鷹商工会	不明	9,000	7,200	6,480	6,480	6,480	商工会も商工会議所と同様に地域内の商工業の総合的な改善発展を図り、地域経済の向上を目的として設立されている。 商工会議所と同様に商工会が行う経営改善指導事業を実施することに対して県から長崎県商工会連合会を通じて補助がある。 市の補助金については、上記事業等の一部に充当されるとともに、会の運営費にも充当されている。 福鷹商工会は、合併後(19年4月合併)間もないことや、鷹島肥前大橋架橋開通に伴う事務費等の削減効果額についても今後内容を精査する必要があり、商工会議所と同様の項目に対する補助とした場合、組織の維持運営が立ち行かなくなる可能性がある。	当面は現行補助額を基礎として継続するが、将来的には商工会議所と同様の事業に対する補助に移行することとし、運営の効率性を高めながら、補助金削減に向けた方策を検討することを条件にする。
33	水産商 工観光 課	観光協会補助 金	観光協会	不明	1,920	1,928	1,728	1,728	1,728	観光協会は地域内の観光産業の振興を目的として設立された任意団体で、市町村単位で設立されており規模に応じて法人化されている団体もある。 市の補助金については、それぞれの観光協会(松浦、福島、鷹島)が実施する事業と会の運営の一部に充当されている。 3観光協会は、平成22年4月の合併に向けた協議を行っており、現段階では各地域で実施されてきた事業については、独自性を尊重する観点から現行のとおりに継続することとなっている。 市においては、農林漁業体験を取り入れた体験型修学旅行の誘致及び地域の素材を活かしたグルメ観光を推進しながら交流人口増大策を講じており、その一端を当協会が担っているため、当協会との連携が必要である。 今日までそれぞれの観光協会が独自の事業運営を実施してきたことから、現段階で合併することに伴う一律での補助算定が困難である。	現行補助額を基礎として継続するが、合併後速やかに会費の平準化と併せ、その他の団体と同様に運営費補助に係る部分と事業費補助に係る部分に区分することを条件にする。
34	水産商 工観光 課	海水浴場運営費補 助金	大崎海水浴場管 理組合 浜の脇 地区 宝の浜海 水浴場	平成13 年度	810	810	1,110	1,110	1,135	地区が設置及び管理運営を行っている海水浴場の維持管理に係る経費に対する補助である。 (市が設置している海水浴場については、管理団体に対し委託料を支出している。) 補助金の一部が充当されている監視員の日当がそれぞれの海水浴場で異なっている。 設置形態に関わらず、施設の設備経費及び維持管理に係る公費の負担については、統一的なルールを検討すべきである。	当面は現行補助額を基礎とし、雑収入等で賄える部分を除き運営費補助として継続するが、市において海水浴場への補助金に関する統一的な基準を検討することを条件とする。
35	総務課	消防団本部活動費補 助金	松浦市消防団	不明	225	202	202	202	202	消防団の中核である消防本部の維持運営に対する補助である。 消防団員の消防防災に関する知識や技術の習得に必要な消防学校入校については、その訓練が平日に実施され日常の職業を休むこととなり、一般会計からの負担だけでは日当にも満たないため、当補助金より報償費を支給している。 本部の運営については、当補助金以外にも団員の会費で賄われている部分もあるので、予算決算には必要経費等を一括掲載し、支出内容の明確化を図るとともに、消防団組織を維持運営していくうえで必要な経費を再度精査すること。	現行補助額を基礎としながらも、消防団の維持運営及び組織の統括に要する必要経費を再度精査することとし、検討結果に応じた補助金額を継続する。
36	庶務課	小学校陸上競技連盟 補助金	小学校陸上競技 連盟	平成3 年度	900	900	900	900	900	市内児童(5.6年)が一堂に会し、陸上競技を通じて児童の体位、体力向上と併せ、児童の親睦を図ることを目的として設立された連盟であり、その運営、大会実施の経費に対する補助金である。 主な補助金の用途は、大会参加に要するバスの借り上げ料、大会実施に係る石灰、ハードル等の購入経費に充当されている。	現行補助額を基礎とし、事業費補助として継続する。
37	庶務課	中学校体育連盟補 助金	中学校体育連盟	昭和46 年度	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	市内生徒(中学生)の体位、体力の向上と併せスポーツ精神を涵養することを目的として設立された連盟であり、市中総体及び県大会の出場経費に対する補助金である。 主な補助金の用途は、大会参加に要するバスの借り上げ料、県大会出場の際の宿泊料等の経費に充当されている。 現行補助額で不足する部分については個人負担を徴している。	県中体連負担金については、一般会計で予算措置を講じる。その他の経費については、現行補助額を基礎として継続するが、その他の補助金と同様に運営費補助に係る部分と事業費に係る部分に区分することを条件にする。

補助金等審査検討委員会 検討補助金一覧表(21年12月提言後の決算の状況)

H20決算比 H20決算比
 98,002 89,134 87,268
 △1,877 △7,554
87,257 81,580

補助金 検討番号	所属名 称	説明名称	支出先	支給開 始年度	前々年 度(19) 決算額	前年度 (20) 決算額	H21 予算措 置額	H21 決算額	H22 決算額	審査検討内容・結果	今後の方向性 (平成22年度以降)
38	庶務課	学校保健会運営費補助金	松浦市学校保健会	昭和45年度	100	72	72	72	111	市内小中学校の保健主事及び養護教諭で構成される会で、学校・家庭・地域住民連携のもとで健康な生活を実践できる児童生徒の育成に資することを目的に設立されている。 主な活動内容は、保健主事及び養護教諭部会において、児童生徒の健康増進を目指した学校保健の推進という基本方針に基づき、研究のテーマを設定し、その成果を実践発表しており、その経費に補助金が充当されている。 事業実施に係る全ての経費が補助金によって充当されている状況であり、その他の補助金と同様に保健大会を開催するための経費は事業費とし、会の維持運営及び事業実施に必要な経費は会費を徴するなど自主財源の確保策を検討すること。	学校保健会運営費補助金は廃止し、現行補助額を基礎としながら、保健大会開催に要する経費は事業費補助(1/2以内)として継続する。
39	生涯学習課	青少年健全育成地区活動費補助金	各地区青少年健全育成会議(11地区)	昭和47年度	956	900	900	900	0	県より中学校区を単位として設立をするよう指導があり、大人、子ども及び地域社会が一体となり児童生徒の健全な育成に資することを目的として設立された組織であり、旧松浦市は小学校区単位、旧福島町及び旧鷹島町は中学校単位で組織されている。 会の運営は会費と補助金で運営されており、各地域で実施される非行防止、健全育成活動の一部に補助金が充当されている。 本年度から10万円を限度とし、更に事業量に応じた事業費補助(1/2以内)へ向けた新算定方式による移行期間となっている。 新算定については、会議費、食糧費、積立金、負担金等は除外する旨説明済み。	事業費補助(1/2以内、10万円限度)として継続することとするが、当補助金については、41番青少年健全育成連絡協議会補助金と統合することを条件にする。
40	生涯学習課	文化協会連絡協議会運営費補助金	松浦市文化協会連絡協議会	平成18年度	700	630	630	630	630	芸術・文化グループの相互融和・協調を図り、地域における特色ある文化活動を促進することを目的として設立され、国及び県にも上部団体があり、全国的な組織となっている。 市の補助金はそれぞれの文化協会(松浦・福島・鷹島)が実施する事業と会の運営の一部に充当されている。 3文化協会は、合併に向けて協議を行っている。	現行補助額を基礎とし、事業費補助(1/2以内)として継続する。
41	生涯学習課	青少年健全育成連絡協議会補助金	松浦市青少年健全育成連絡協議会	昭和47年度	90	45	45	45	916	各地区にある青少年健全育成会の上級組織であり、その連絡調整を図る目的で設立され、国及び県にも上部団体があり、全国的な組織となっている。 設立当初は行政側の主導により、全市の青少年健全育成事業を行う組織として設立された団体であり、公益上必要な団体である。	現行補助額を基礎とし、運営費補助として継続することとするが、39番青少年健全育成地区活動補助金と統合する。
42	生涯学習課	成人教育団体振興費補助金	市PTA連合会、地域婦人会連絡協議会	昭和47年度	422	324	306	306	362	【PTA連合会】 各学校ごとに組織された保護者と教職員による教育関係団体(PTA)の連携を図るために設立された組織で、国及び県にも上部団体があり、全国的な組織となっている。(市内小中学校のPTA連合体) 主な補助金の用途は、PTA会員の研修と会員相互の連絡調整であり、その一部に補助金が充当されている。 【地域婦人会】 市内4地区に組織された婦人会の連携を図る目的で設立されている。 主な補助金の用途は、市婦人ページェント(5月)の開催、県婦連会費、水軍まつり参加などがあり、その一部に補助金が充当されている。 御厨、調川、福島は加入していないもの本市を代表する女性団体であり、各種会議への女性代表としての出席、催し物への動員協力など、行政推進においても必要不可欠な団体である。	【PTA連合会】 現行補助額を基礎とし、事業費補助(1/2以内)として継続する。 《事業費補助(1/2)》 決算書上の研究大会事業、球技大会、母親委員会、市内児童生徒の交流事業 【地域婦人会】 現行補助額を基礎とし、運営費補助及び事業費補助(1/2以内)として継続する。 《運営費補助の内訳》 決算書上の県婦連会費 《事業費補助(1/2以内)》 決算書上の活動費、事業費
43	生涯学習課	青少年教育振興費補助金	松浦青少年少女合唱団	不明	25	27	27	22	0	市内に子どものコーラスグループがなかったため、子どもと大人有志とともに設立された少年少女合唱団の音楽活動を支援する目的で創設された補助金である。 会の運営の殆どは自助努力により会費収入で賄われており、その一部に補助金が充当されている。 少額の補助で青少年の情操教育に熱心な活動をされている団体であるが、将来的には自主自立の運営を促したい団体のひとつである。	現行補助額を基礎とし、事業費補助(1/2以内)として継続する。 【事業費補助(1/2)】 決算書上の活動費
44	生涯学習課	青少年補導連絡協議会補助金	青少年補導連絡協議会	平成2年度	45	40	40	40	0	補導活動を行っている団体の情報交換、連携強化を図ることで、青少年非行を未然に防止するために設立された組織となっている。 主な補助金の用途は会議出席に対する謝金であり、支出内容を明確にする観点からも一般会計での予算化が出来ないか検討を要する。	当補助金は廃止とし、謝金に係る支出については、一般会計による予算計上を検討すること。

補助金等審査検討委員会 検討補助金一覧表(21年12月提言後の決算の状況)

H20決算比 H20決算比

△1,877 △7,554

98,002 89,134 87,268 87,257 81,580

補助金 検討番号	所属名 称	説明名称	支出先	支給開 始年度	前々年 度(19) 決算額	前年度 (20) 決算額	H21 予算措 置額	H21 決算額	H22 決算額	審査検討内容・結果	今後の方向性 (平成22年度以降)
45	生涯学 習課	松浦市少年センター補 導委員連絡協議会補助 金	松浦市少年セン ター補導委員連 絡協議会	昭和55 年度	300	270	270	270	270	市が委嘱する補導委員の地域補導活動の充実を図るとともに、地域や関係機関との連携強化を目的として設立された協議会である。 主な補助金の使途は、補導委員の資質向上に係る研修会、各地区で実施される補導活動の一部に補助金が充当されている。 市と連携協力を行いながら、補導活動等を通じて青少年の健全育成に向けた取り組みの一端を当協議会が担っており、公益上必要な団体である。	現行補助額を基礎とし、運営費補助及び事業費補助として継続する。 【運営費補助の内訳】 決算書上の県補導員負担金 【事業費補助(100%)】 決算書上の活動費
46	生涯学 習課	体育協会運営費補助 金	松浦市体育協会	不明	1,000	900	900	900	900	本市のスポーツを振興し、市民体育大会や各種スポーツ講習会の開催等により、競技力の向上、体力の増進を目的として設立された協会である。 主な補助金の使途は、協会を構成する各競技団体の大会運営に対する補助と、福島、鷹島支部が主催するスポーツ事業に対する補助となっている。 市と連携協力を行いながら市民の健康づくりの増進、スポーツ機会の提供に向けた取り組みの一端を当協会が担っており、会の運営の一部に補助金が充当されている。	現行補助額を基礎とし、運営費補助及び事業費補助として継続する。 【運営費補助の内訳】 決算書上の事業費のうち県体育協会負担金及び体育功労賞 【事業費補助(100%)】 決算上の事業費のうち上記支出項目以外のもの
47	生涯学 習課	町民運動会開催費補 助金	福島町民体育祭実 行委員会・ 鷹島地区町民体育 祭実行委員会	平成18 年度	0	1,170	0	0	350	合併前の旧福島町及び旧鷹島町において町民の親睦と融和を図る目的で創設された補助金で、合併後も引き続き実施されている事業である。 町民体育祭は隔年実施されており、補助金の使途の殆どは参加、入賞者の表彰に係る報償費となっている。 その他の地域については各地区の負担により自主開催されており、市内でサービスの均衡が取れていない状況であり、その他の補助金と同様に、自主財源の確保策を検討すべきである。	当面は事業費補助として継続することとするが、主な補助金の使途である報償に係る経費については、地域も含めて見直しを行い、各自治会が応分の負担を行う方向で検討することを条件とする。

補助金等審査検討委員会 検討補助金一覧表(21年12月提言後の決算の状況)

H20決算比 H21決算比

△1,877 △7,554

98,002 89,134 87,268 87,257 81,580

補助金 検討番号	所属名 称	説明名称	支出先	支給開 始年度	前々年 度(19) 決算額	前年度 (20) 決算額	H21 予算措 置額	H21 決算額	H22 決算額	審査検討内容・結果	今後の方向性 (平成22年度以降)
2	総務課	交通安全母の会活動 費補助金	松浦市交通安全 母の会連合会	不明	50	45	45	45	0	全国の市町村に設置してある交通安全のボランティア団体であり、小中学校に通学する児童生徒の母親で構成され、更には国及び県に上部団体が設立されており、全国的な組織となっている。 主な活動内容は四季の交通安全運動期間中に通学路においての保護誘導を行う等、交通安全の意識高揚を図り、事故防止に尽力されている。 会の運営は主に補助金と寄附金により賄われているが、支出の大半を占める新一年生に対する交通安全グッズの購入に係る経費については、民間団体との協議により、購入物品を各団体が負担している状況である。 事業実施(グッズ購入)に係る必要経費については、市が直接負担することとし、当補助金は廃止とする。 また、街頭指導等については無償による労力提供が継続して実施されていることから、自動車学校協会からの寄附金を充当しながら、会の維持運営を行って頂きたい。	当補助金については、廃止することとし、事業実施に必要な物品等は市が購入し支給する。
3	総務課	人権擁護委員協議会 助成金	平戸人権擁護委 員協議会	不明	360	360	360	360	280	平戸法務局管内の人権擁護委員で構成される協議会で、国及び県にも上部団体があり、全国的な組織となっている。 (松浦市=9名(松浦5名。福島2名。鷹島2名)。平戸市=8名) 人権擁護委員の連携を図り任務の円滑な遂行を目的として設立されているが、委員に対する報酬がないために、委員1名あたり4万円を各自自治体が負担し、会の運営費及び人権啓発活動及び委員研修費といった事業費に充当されている。 従来から委員1名あたり4万円を各自自治体が負担しているが、額の基準が不明確である。負担をしている以上、協議会が行っている事業内容を精査をし、真に必要な額を補助すべきである。	現行補助額の削減を前提とし、会の維持運営及び人権擁護委員の資質向上及び人権啓発活動に要する必要経費を再度精査し、県の助成金の増額を求めるとともに、関係自治体と連携のうえ、検討結果に応じた補助金額を継続する。 併せて、将来的には人口規模に見合う定数(7名)への移行に向けた検討も行うことを条件とする。
4	総務課	防犯灯電気料補助金	松浦地域自治会 連合会(各自治 会)	平成4 年度	3,057	3,133	3,291	3,285	3,366	防犯灯の設置については、地元の要望に基づき松浦地区連合防犯協会が行うが、設置後の電気料金については、地元で支払うことになっており、その電気料金に対する補助である。 (1灯あたり2,580円(年額)に2/3を乗じた額を基礎としている。) 設置を推進するために従来1/2補助から2/3補助となったことと併せ、年々設置数は増加しているためそれに比例して補助金も増額している。 地域の協力を得ながら安心して生活できる地域社会の実現のために必要な補助金であるが、年々増加する補助金額と、より消費電力の少ない機器(LED等)への切り替えなど、総合的な観点から設置に係る経費と、設置後の維持管理経費を積算することにより、年々増加する電気料金補助の負担軽減に努めるべきである。	電気料金補助については継続するが、新たに設置する防犯灯については、より消費電力の少ない機器設置を行うことで、年々増加する補助金の負担を軽減できないか検討することを条件とする。
5	福祉事 務所	社会福祉協議会運営 費補助金	松浦市社会福祉 協議会	不明	40,000	36,000	36,000	36,000	31,820	社会福祉協議会は、社会福祉法により行政区ごとに組織され、地域福祉の増進を図ることを目的として設立された団体で、国及び県に上部団体が設立されており、全国的な組織となっている。 主な活動内容は社会福祉を目的とする事業の企画や実施、調査等を行っており、その事務を行う職員の人件費相当分に対して補助を行っている。 業務に係る必要人数を精査した上で、定期的に業務の効率化が行われているか等、検証する仕組みを構築すべきである。	人件費相当分を運営費補助として継続することとするが、今後より効率性を高めながら人件費削減に向けた方策を検討することを条件とする。
6	福祉事 務所	遺族会運営費補助金	松浦市連合遺族 会	不明	200	180	180	180	180	戦後遺族の福祉の増進と戦没者の慰霊を主な活動として設立されている会で、国及び県にも上部団体があり全国的な組織となっている。 主な活動内容は各種追悼式への参加のほかに、遺族に対する弔慰金、恩給等の国策に関する研修会等への出席であり、その一部に補助金が充当されている。 国からは組織の維持運営に係る補助はなく、会費は徴しているものの、会員は年々高齢化していることから、新たな自己財源の確保は見込めない。 補助を継続するにあたっては、市の補助金が充当される支出項目を明確にすべきである。	現行補助額を基礎とし、組織の維持運営に必要な経費については、運営費補助(決算書上の会議費及び事務費)として継続する。
7	福祉事 務所	更生保護女性会運営 費補助金	松浦市更生保護 女性会	不明	60	54	54	54	54	犯罪や非行に陥った人々の更生と、社会復帰を助長する業務と併せ、非行防止、防犯活動を実施している民間のボランティア組織として設立され、国及び県にも上部団体が設立されており、全国的な組織となっている。 会の運営は会費と、啓発を兼ねた物販による収入と、併せて市の補助金により賄われている。 会費を徴してのボランティア活動であり、大幅な会員の増加とその収入増は見込めないため、市としても一定負担について、配慮すべきである。	上部団体に対する負担金について、運営費補助として継続する。
8	福祉事 務所	民生委員児童委員活 動費補助金	松浦市民生児童 委員協議会	不明	600	540	540	540	540	民生委員は民生委員法に基づき、市町村の区域内に配置されている民間の奉仕者で人口規模によって必要な人員を配置することになっており、その委員で構成される協議会で、国及び県にも上部団体が設立され、全国的な組織となっている。 主な活動内容は、生活保護に関する相談や、生活福祉資金の貸付に関することなど、日常生活に関する身近な相談に応じ、助言その他の援助を行ないながら地域社会福祉の向上に努められている。 会の運営は会費と、県及び市の補助金と、併せて市の委託料により賄われている。無報酬にもかかわらず会費の徴収も行われており、市としても一定負担について、配慮すべきである。	上部団体に対する負担金について、運営費補助として継続する。

補助金等審査検討委員会 検討補助金一覧表(21年12月提言後の決算の状況)

H20決算比 H20決算比

△1,877 △7,554

98,002 89,134 87,268 87,257 81,580

補助金 検討番 号	所属名 称	説明名称	支出先	支給開 始年度	前々年 度(19) 決算額	前年度 (20) 決算額	H21 予算措 置額	H21 決算額	H22 決算額	審査検討内容・結果	今後の方向性 (平成22年度以降)
9	福祉事 務所	身体障害者福祉協会 運営費補助金	松浦市身体障害 者福祉協会	不明	125	97	97	97	135	身体障害者の福祉の向上、身体障害者団体の組織活動の推進、社会活動への参加と平等の実現、各種相談業務の実施を目的に県下23市町全てに設立され、国及び県にも上部団体があり全国的な組織となっている。市との連携協力により、県身体障害者相談員の受託者の推薦や、相談員研修、県障害者スポーツ大会への参加依頼を行っており、会の運営費の一部に補助金が充当されている。	上部団体に対する負担金について、運営費補助として継続する。
10	福祉事 務所	身体障害者各種研修 等参加費補助金	松浦市身体障害 者福祉協会	不明	300	270	270	270	69	相談員研修、県障害者スポーツ大会への参加に係る経費と併せ、指導員研修、九州大会への参加に要する経費の一部に補助金が充当されている。市民の代表として出場されるスポーツ大会については、県民体育大会に準じ補助の対象とし、対象経費も統一すべきである。	現行補助額を基礎とし、県障害者スポーツ大会に係る経費のみ県民体育大会に準じ、事業費補助として継続する。 (対象経費:交通費、宿泊費、昼食費)
11	福祉事 務所	手をつなぐ育成会運営 費補助金	松浦市手をつな ぐ育成会	不明	50	45	45	45	50	知的障害者の福祉の向上、各種相談事業を目的に、知的障害者を持つ親の会として県下23市町全てに設立され、国及び県にも上部団体があり全国的な組織となっている。市との連携協力により県知的障害者相談員の委託や市障害福祉計画の策定委員の推薦依頼を行っており、会の運営費の一部に補助金が充当されている。	上部団体に対する負担金について、運営費補助として継続する。
12	福祉事 務所	障害者市営バス利用 助成補助金	松浦市交通事業	平成18 年度	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	合併前の旧鷹島町において障害者交通助成(身体・知的・精神)事業として補助制度が創設され、合併後も引き続いている事業である。大橋開通後は民間事業バスの相互乗り入れも開始されている中で、旧鷹島地域のみ運賃が全額無料となっており、不公平である。(松浦地域、福島地域は国の制度により半額負担)サービスの内容が不均衡であり、住民への周知期間等を考慮し、平成23年3月を目標に廃止に向けた調整を図るべきである。	行政サービスの均衡を図る観点から、23年3月を目標に廃止に向けた調整を図ることとし、円滑な移行に向けてその周知徹底を図るべきである。
13	福祉事 務所	老人クラブ地域活動事 業費補助金	単位老人クラブ	昭和38 年度	1,110	1,026	1,026	1,026	1,026	市の老人クラブ連合会に加入する単位クラブに対する補助金であり、連合会への加入を促進するために創設された補助金である。単位クラブの運営は、主に会費と補助金により行われており、例会費及び活動費の一部に補助金が充当されている。単位クラブあたりの定額補助となっているが、補助金の充当先が不明瞭である。老連加入者を対象とする等、補助金支出に係る算定の根拠を明確化できないか検討を要する。	当補助金については継続することとするが、補助金創設の目的に沿った事業に対する補助にすることを条件とする。
17	福祉事 務所	高齢者各種スポーツ大 会開催費補助金	市老人クラブ連合 会	昭和53 年度	250	225	225	225	225	老人クラブ連合会会員が各種スポーツ大会を通じて、健康の保持と生きがいを高めることを目的として創設された補助金である。主な補助金の使途は、グランドゴルフ大会、ベタンク大会等開催に係る参加報償費で、支出内容の大半を占めている。将来的には、支出総額に占める報償費の割合を1/2以下となるような方策を検討すべきである。その他の補助金と同様に事業費に対する1/2以内の補助とすることとして、当該事業が県の補助対象事業とならないものか検討を要する。	現行補助額を基礎とし、事業費補助(1/2以内)として継続することとするが、将来的には事業費に占める報償費の割合が半分以下となるような方策を検討することを条件とする。
19	福祉事 務所	高齢者福祉大会開催 費補助金	市老人クラブ連合 会	昭和60 年度	85	85	85	85	30	高齢者の保健福祉の向上を目的とし、老人クラブ連合会が主催する福祉大会の開催に要する経費に対する補助金である。主な補助金の使途は、老人クラブ活動功労者に対する表彰と、講演会開催に係る講師謝金の一部に補助金が充当されている。老人クラブ加入者のみが市から交付される長寿祝い金と重複して、功労者表彰を受けることについては、見直しを行うべきである。その他の補助金と同様に事業費に対する1/2以内の補助とすることとして、当該事業が県の補助対象事業とならないものか検討を要する。	事業費補助(1/2以内)として継続する。但し補助対象経費から記念品に関する経費を除く。
20	福祉事 務所	高齢者作品展開催費 補助金	市老人クラブ連合 会	昭和60 年度	40	40	40	40	40	老人クラブ連合会主催による会員の作品展を開催し、高齢者の福祉の向上と併せ文化活動の向上を目的として創設された補助金である。作品の展示移動に要する経費に対する補助で、支出の全てを補助金で賄われていることから、その他の補助金と同様に事業費に対する1/2以内の補助とすることとして、当該事業が県の補助対象事業とならないものか検討を要する。	現行補助額を基礎とし、事業費補助(1/2以内)として継続する。
21	子育 て・こ ども課	母親クラブ活動費補助 金	松浦市母親クラブ	昭和57 年度	189	48	48	48	48	児童館を利用している幼児、児童の母親で構成されるクラブで、地域住民との各種交流事業等の実施に要する経費の一部を補助している。会費を徴しながら母親クラブの運営が行われているが、その活動は会員のみならず、児童館を利用する全ての方々に対し、必要に応じて子育てに関する相談などの各種支援を行っている。相談業務については、特別に相談員を配置したり、報酬を支給している訳ではなく、会費を徴してのボランティア活動であり、大幅な会員数の増加とその収入増は見込めない。市との連携により児童福祉の向上に向けた取り組みの一端を当クラブが担っており、公益上必要である。	現行補助額を基礎とし、事業費補助(1/2以内)として継続する。

補助金等審査検討委員会 検討補助金一覧表(21年12月提言後の決算の状況)

H20決算比 H20決算比

△1,877 △7,554

98,002 89,134 87,268

87,257 81,580

補助金 検討番号	所属名 称	説明名称	支出先	支給開 始年度	前々年 度(19) 決算額	前年度 (20) 決算額	H21 予算措 置額	H21 決算額	H22 決算額	審査検討内容・結果	今後の方向性 (平成22年度以降)
22	健康ほ けん課	食生活改善推進連絡 協議会運営費補助金	松浦市食生活改 善推進連絡協議 会	平成6 年度	1,500	1,350	1,350	1,350	1,350	食生活改善推進員の相互連携を密にするため市町村単位で設立されている協議会で、更には国及び県にも上部団体があり全国的な組織となっている。主な活動内容は食生活改善活動(各種料理教室等)を実施し、不特定多数の市民に対して市民の健康づくり、疾病予防を推進しているボランティア団体である。市の保健師、栄養士との連携を図りながら、食を通じた健康づくりの一端を当協議会が担っており、公益上必要である。会の運営は会費と各種料理教室の折に材料実費相当分を参加者から徴しながら、併せて市の補助金により賄われているが、支出の大半は食生活改善活動を実施するための事前の研修材料費となっている。会費を徴してのボランティア活動であり、大幅な会員の増加とその収入増は見込めない。	現行補助額を基礎とし、会費収入等で賄える部分を除き、事業費補助として継続する。
23	市民生 活課	市保健環境連合会活 動費補助金	松浦市保健環境 連合会	昭和49 年度	2,878	2,699	2,699	2,699	1,980	市内の衛生組織との連携を行い、地域住民自ら生活環境の保全を図り一般廃棄物の処理と疾病の予防に努め、住みよい郷土を建設する目的で設立されており、更には国及び県にも上部団体があり全国的な組織となっている。連合会は市内の嘱託員の代表者で構成される組織で、その会員は全市民となっており、会費を徴すべき団体ではなく、会の運営及び事業実施に係る収入の殆どは市の補助金となっている。清掃活動や空き缶回収等の事業実施に係る支出の大半は、市内8地区で組織されている保健環境連合会に対する活動補助金である。補助金支出のうち環境衛生指導員に対する報酬の支給が行われているが、その活動内容及び設立の趣旨は市長が委嘱する環境美化推進員とほぼ同様であることから、当補助金に係る部分については廃止し、条例で定めのある報酬を一般会計の予算で支給する。	衛生指導員手当に係る部分は廃止し、現行補助額を基礎としながら事業費補助として継続する。
24	農林課	松浦青年農業者会補 助金	松浦市青年農業 者会	平成17 年度	60	54	54	54	54	若手農業者で構成され、次代を担う農村青年の地域における自主的な活動を行なう組織として設立されている。設立当初は全国の農業改良普及センターが積極的だったこともあり、現在では国及び県にも上部団体が設立され、全国的な組織となっている。後継者不足の中で青年農業者を育成支援することは今後の農業振興のためにも重要であるが、補助金の効果・活動の成果を検証した上で、将来自立を促すべき団体である。	当面は現行補助額を基礎とし、事業費補助(1/2以内)として継続することとするが、内容を精査し、真に必要な額に限定するとともに、将来自立を促すことを条件とする。 【事業費補助(1/2以内)】 決算書上の組織活動費、プロジェクト活動費
25	農林課	松浦市有害鳥獣駆除 対策協議会補助金	松浦市有害鳥獣 駆除対策協議会	平成12 年度	50	45	45	45	0	有害鳥獣(イノシシ・カラス)による農作物への被害を防止するため、駆除防除等の対策を協議するために設立された協議会で、その運営に係る経費の一部として補助金を交付しているが、カラス駆除に係る銃弾の購入経費の一部に充当されている。イノシシ駆除に対する委託料については、一般会計で予算措置を講じてあり、当補助金の使途を考慮した場合、現行補助額をイノシシ駆除委託料と一括して交付すべきである。	当補助金については廃止することとし、既に交付しているイノシシ駆除委託料に現行補助額を上乗せし、一括して予算措置を講じる。
26	農林課	松浦市土地改良事業 団体連絡協議会補助 金	松浦市土地改良 事業団体連絡協 議会	昭和57 年度	5,500	4,950	4,950	4,950	4,950	旧松浦地域内の9土地改良区で構成される任意の団体が各土地改良区が実施した土地改良事業等の賦課金徴収、償還事務を行う事務局職員の人件費に対する補助である。定型的な業務が主であり、ある程度昇給した時点で、昇給を停止するなどの方策を検討すべきである。	当面は人件費相当分を運営費補助として継続することとするが、早急に当地の民間企業等とバランスの取れた給与に見直すなどの人件費削減に向けた方策と併せ、会の維持運営に必要な経費は会費の見直しなど自主財源の確保策を検討することを条件とする。
27	農林課	鷹島土地改良区運営 費補助金	鷹島土地改良区	昭和61 年度	12,000	10,080	10,080	10,080	10,080	県営事業により築造されたダム等の管理と併せ、財産の譲渡を受けた揚水機器等の維持管理業務を土地改良区が行っており、その業務を行う事務局職員の人件費と、施設の維持管理に要する経費に対する補助金である。	当面は施設の維持管理経費と人件費相当分を運営費補助として継続することとするが、早急に当地の民間企業等とバランスの取れた給与に見直すなど人件費削減に向けた方策と併せ、会の維持運営に必要な経費は賦課金の見直しなど自主財源の確保策を検討することを条件とする。
28	農林課	生産森林組合育成補 助金	市内各生産森林 組合(4組合)	平成元 年度	200	180	180	180	135	生産森林組合を育成し、森林資源の公益的機能の増大、森林の適正な整備推進を図る目的で創設された補助金である。しかしながら、主な補助金の使途を見ると、各森林組合の法人市民税の均等割分に充当されるなど、本来の目的から外れている面がある。補助金創設の本来の目的である森林が持つ水源涵養などの公的機能を支援する事業を対象とするなど、補助のあり方について検討を行うこと。	当補助金については、廃止する方向で検討する。仮に存続する場合には、補助金創設の目的に沿った事業に対する補助にすることを条件にする。
29	農林課	森林組合育成対策補 助金	松浦市森林組合	平成3 年度	900	810	810	810	0	本来、森林組合の経営の再生を促すために創設された補助金であるが、実態は償還金の返済、組合の運営費の一部に補助金が充当されている。団体の運営状況など実態把握に努め、本来の目的に沿って補助金を交付すべきである。なお、従来からの経緯で、補助金の一部が償還金に充当されているが、長期間継続することとなるので、一括償還等の抜本的な対策を検討すべきである。	当面は現行補助額を基礎として補助を継続するが、速やかに当組合と協議し、一括償還などの抜本的な対応を検討することを条件にする。

補助金等審査検討委員会 検討補助金一覧表(21年12月提言後の決算の状況)

H20決算比 H20決算比

△1,877 △7,554

98,002 89,134 87,268 87,257 81,580

補助金 検討番号	所属名称	説明名称	支出先	支給開始 年度	前々年度 (19) 決算額	前年度 (20) 決算額	H21 予算措 置額	H21 決算額	H22 決算額	審査検討内容・結果	今後の方向性 (平成22年度以降)
30	水産商 工観光 課	松浦市松浦鉄道協 会運営費補助金	松浦市松浦鉄道 協会	平成元 年度	45	40	40	40	40	松浦鉄道は地域における基幹的な輸送機関として、鉄道輸送サービスの向上に努めながら、生活交通の維持に努めていることから、松浦市以外の沿線自治体においてもそれぞれ協力が設立され、駅周辺施設(駐車場、トイレ等)の清掃及び花いっぱい運動が展開され、双方連携のもとに集客対策を講じており、その環境整備に係る事業に対する補助である。 長崎県をはじめ沿線自治体及び各企業が出資するなど公共的な交通機関としての位置付けが強く、企業としても利用者の増加対策や各種経費削減策などの対策は講じられているものの地元関係者の協力が不可欠となっており、また活動に対する松浦鉄道からの支援も見込めない。	現行補助額を基礎とし、事業費補助として継続する。
31	水産商 工観光 課	松浦商工会議所補 助金	松浦商工会議所	平成2 年度	2,700	2,160	1,944	1,944	1,944	商工会議所が行う中小企業者向けの経営改善普及指導事業を実施することに対して、県及び市が補助を行っている。 経営改善普及指導に係る相談業務については、会員のみならず市内企業であれば幅広く相談を受け付けている。 経営改善普及指導事業の実施に係る人件費については県の補助が主に充当しており、市補助金については、事業実施に対する補助として位置付けされている。(県及び市の補助額で不足する部分については、商工会議所の一般会計より繰り入れて実施。)	現行補助額を基礎とし、商工会議所の決算書上の指導事業費と小規模事業施策普及費を事業費補助として継続する。
32	水産商 工観光 課	商工会育成費補助金	福徳商工会	不明	9,000	7,200	6,480	6,480	6,480	商工会も商工会議所と同様に地域内の商工業の総合的な改善発展を図り、地域経済の向上を目的として設立されている。 商工会議所と同様に商工会が行う経営改善指導事業を実施することに対して県から長崎県商工会連合会を通じて補助がある。 市の補助金については、上記事業等の一部に充当されるとともに、会の運営費にも充当されている。 福徳商工会は、合併後(19年4月合併)間もないことや、鷹島肥前大橋架橋開通に伴う事務費等の削減効果額についても今後内容を精査する必要があり、商工会議所と同様の項目に対する補助とした場合、組織の維持運営が立ち行かなくなる可能性がある。	当面は現行補助額を基礎として継続するが、将来的には商工会議所と同様の事業に対する補助に移行することとし、運営の効率性を高めながら、補助金削減に向けた方策を検討することを条件にする。
33	水産商 工観光 課	観光協会補助金	観光協会	不明	1,920	1,928	1,728	1,728	1,728	観光協会は地域内の観光産業の振興を目的として設立された任意団体で、市町村単位で設立されており規模に応じて法人化されている団体もある。 市の補助金については、それぞれの観光協会(松浦、福島、鷹島)が実施する事業と会の運営の一部に充当されている。 3観光協会は、平成22年4月の合併に向けた協議を行っており、現段階では各地域で実施されてきた事業については、独自性を尊重する観点から現行のとおりに継続することとなっている。 市においては、農林漁業体験を取り入れた体験型修学旅行の誘致及び地域の素材を活かしたグルメ観光を推進しながら交流人口増大策を講じており、その一端を当協会が担っているため、当協会との連携が必要である。 今日までそれぞれの観光協会が独自の事業運営を実施してきたことから、現段階で合併することに伴う一律での補助算定が困難である。	現行補助額を基礎として継続するが、合併後速やかに会費の平準化と併せ、その他の団体と同様に運営費補助に係る部分と事業費補助に係る部分に区分することを条件にする。
34	水産商 工観光 課	海水浴場運営費補助金	大崎海水浴場管 理組合 浜の脇 地区 宝の浜海 水浴場	平成13 年度	810	810	1,110	1,110	1,135	地区が設置及び管理運営を行っている海水浴場の維持管理に係る経費に対する補助である。 (市が設置している海水浴場については、管理団体に対し委託料を支出している。) 補助金の一部が充当されている監視員の日当がそれぞれの海水浴場で異なっている。 設置形態に関わらず、施設の設備経費及び維持管理に係る公費の負担については、統一的なルールを検討すべきである。	当面は現行補助額を基礎とし、雑収入等で賄える部分を除き運営費補助として継続するが、市において海水浴場への補助金に関する統一的な基準を検討することを条件とする。
35	総務課	消防団本部活動費補助金	松浦市消防団	不明	225	202	202	202	202	消防団の中核である消防本部の維持運営に対する補助である。 消防団員の消防防災に関する知識や技術の習得に必要な消防学校入校については、その訓練が平日に実施され日常の職業を休むこととなり、一般会計からの負担だけでは日当にも満たないため、当補助金より報償費を支給している。 本部の運営については、当補助金以外にも団員の会費で賄われている部分もあるので、予算決算には必要経費等を一括掲載し、支出内容の明確化を図るとともに、消防団組織を維持運営していくうえで必要な経費を再度精査すること。	現行補助額を基礎としながらも、消防団の維持運営及び組織の統括に要する必要経費を再度精査することとし、検討結果に応じた補助金額を継続する。
36	庶務課	小学校陸上競技連盟補助金	小学校陸上競技連盟	平成3 年度	900	900	900	900	900	市内児童(5.6年)が一堂に会し、陸上競技を通じて児童の体位、体力向上と併せ、児童の親睦を図ることを目的として設立された連盟であり、その運営、大会実施の経費に対する補助金である。 主な補助金の用途は、大会参加に要するバスの借り上げ料、大会実施に係る石灰、ハードル等の購入経費に充当されている。	現行補助額を基礎とし、事業費補助として継続する。
37	庶務課	中学校体育連盟補助金	中学校体育連盟	昭和46 年度	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	市内生徒(中学生)の体位、体力の向上と併せスポーツ精神を涵養することを目的として設立された連盟であり、市中総体及び県大会の出場経費に対する補助金である。 主な補助金の用途は、大会参加に要するバスの借り上げ料、県大会出場の際の宿泊料等の経費に充当されている。 現行補助額で不足する部分については個人負担を徴している。	県中体連負担金については、一般会計で予算措置を講じる。その他の経費については、現行補助額を基礎として継続するが、その他の補助金と同様に運営費補助に係る部分と事業費に係る部分に区分することを条件にする。

補助金等審査検討委員会 検討補助金一覧表(21年12月提言後の決算の状況)

H20決算比 H20決算比

△1,877 △7,554

98,002 89,134 87,268 87,257 81,580

補助金 検討番号	所属名称	説明名称	支出先	支給開始年度	前々年度 (19) 決算額	前年度 (20) 決算額	H21 予算措置 額	H21 決算額	H22 決算額	審査検討内容・結果	今後の方向性 (平成22年度以降)
38	庶務課	学校保健会運営費補助金	松浦市学校保健会	昭和45年度	100	72	72	72	111	市内小中学校の保健主事及び養護教諭で構成される会で、学校・家庭・地域住民連携のもとで健康な生活を実践できる児童生徒の育成に資することを目的に設立されている。 主な活動内容は、保健主事及び養護教諭部会において、児童生徒の健康増進を目指した学校保健の推進という基本方針に基づき、研究のテーマを設定し、その成果を実践発表しており、その経費に補助金が充当されている。 事業実施に係る全ての経費が補助金によって充当されている状況であり、その他の補助金と同様に保健大会を開催するための経費は事業費とし、会の維持運営及び事業実施に必要な経費は会費を徴するなど自主財源の確保策を検討すること。	学校保健会運営費補助金は廃止し、現行補助額を基礎としながら、保健大会開催に要する経費は事業費補助(1/2以内)として継続する。
39	生涯学習課	青少年健全育成地区活動費補助金	各地区青少年健全育成会議(11地区)	昭和47年度	956	900	900	900	0	県より中学校区を単位として設立をするよう指導があり、大人、子ども及び地域社会が一体となり児童生徒の健全な育成に資することを目的として設立された組織であり、旧松浦市は小学校区単位、旧福島町及び旧鷹島町は中学校単位で組織されている。 会の運営は会費と補助金で運営されており、各地域で実施される非行防止、健全育成活動の一部に補助金が充当されている。 本年度から10万円を限度とし、更に事業量に応じた事業費補助(1/2以内)へ向けた新算定方式による移行期間となっている。 新算定については、会議費、食糧費、積立金、負担金等は除外する旨説明済み。	事業費補助(1/2以内、10万円限度)として継続することとするが、当補助金については、41番青少年健全育成連絡協議会補助金と統合することを条件にする。
40	生涯学習課	文化協会連絡協議会運営費補助金	松浦市文化協会連絡協議会	平成18年度	700	630	630	630	630	芸術・文化グループの相互融和・協調を図り、地域における特色ある文化活動を促進することを目的として設立され、国及び県にも上部団体があり、全国的な組織となっている。 市の補助金はそれぞれの文化協会(松浦・福島・鷹島)が実施する事業と会の運営の一部に充当されている。 3文化協会は、合併に向けて協議を行っている。	現行補助額を基礎とし、事業費補助(1/2以内)として継続する。
41	生涯学習課	青少年健全育成連絡協議会補助金	松浦市青少年健全育成連絡協議会	昭和47年度	90	45	45	45	916	各地区にある青少年健全育成会の上級組織であり、その連絡調整を図る目的で設立され、国及び県にも上部団体があり、全国的な組織となっている。 設立当初は行政側の主導により、全市的な青少年健全育成事業を行う組織として設立された団体であり、公益上必要な団体である。	現行補助額を基礎とし、運営費補助として継続することとするが、39番青少年健全育成地区活動補助金と統合する。
42	生涯学習課	成人教育団体振興費補助金	市PTA連合会、地域婦人会連絡協議会	昭和47年度	422	324	306	306	362	【PTA連合会】 各学校ごとに組織された保護者と教職員による教育関係団体(PTA)の連携を図るために設立された組織で、国及び県にも上部団体があり、全国的な組織となっている。(市内小中学校のPTA連合体) 主な補助金の用途は、PTA会員の研修と会員相互の連絡調整であり、その一部に補助金が充当されている。 【地域婦人会】 市内4地区に組織された婦人会の連携を図る目的で設立されている。 主な補助金の用途は、市婦人ページェント(5月)の開催、県婦連会費、水軍まつり参加などがあり、その一部に補助金が充当されている。 御厨、調川、福島は加入していないもの本市を代表する女性団体であり、各種会議への女性代表としての出席、催し物への動員協力など、行政推進においても必要不可欠な団体である。	【PTA連合会】 現行補助額を基礎とし、事業費補助(1/2以内)として継続する。 《事業費補助(1/2)》 決算書上の研究大会事業、球技大会、母親委員会、市内児童生徒の交流事業 【地域婦人会】 現行補助額を基礎とし、運営費補助及び事業費補助(1/2以内)として継続する。 《運営費補助の内訳》 決算書上の県婦連会費 《事業費補助(1/2以内)》 決算書上の活動費、事業費
43	生涯学習課	青少年教育振興費補助金	松浦青少年少女合唱団	不明	25	27	27	22	0	市内に子どものコーラスグループがなかったため、子どもと大人有志とともに設立された少年少女合唱団の音楽活動を支援する目的で創設された補助金である。 会の運営の殆どは自助努力により会費収入で賄われており、その一部に補助金が充当されている。 少額の補助で青少年の情操教育に熱心な活動をされている団体であるが、将来的には自主自立の運営を促したい団体のひとつである。	現行補助額を基礎とし、事業費補助(1/2以内)として継続する。 【事業費補助(1/2)】 決算書上の活動費
44	生涯学習課	青少年補導連絡協議会補助金	青少年補導連絡協議会	平成2年度	45	40	40	40	0	補導活動を行っている団体の情報交換、連携強化を図ることで、青少年非行を未然に防止するために設立された組織となっている。 主な補助金の用途は会議出席に対する謝金であり、支出内容を明確にする観点からも一般会計での予算化が出来ないか検討を要する。	当補助金は廃止とし、謝金に係る支出については、一般会計による予算計上を検討すること。

補助金等審査検討委員会 検討補助金一覧表(21年12月提言後の決算の状況)

H20決算比 H20決算比

△1,877 △7,554

98,002 89,134 87,268 87,257 81,580

補助金 検討番号	所属名 称	説明名称	支出先	支給開 始年度	前々年 度(19) 決算額	前年度 (20) 決算額	H21 予算措 置額	H21 決算額	H22 決算額	審査検討内容・結果	今後の方向性 (平成22年度以降)
45	生涯学 習課	松浦市少年センター補 導委員連絡協議会補助 金	松浦市少年セン ター補導委員連 絡協議会	昭和55 年度	300	270	270	270	270	市が委嘱する補導委員の地域補導活動の充実を図るとともに、地域や関係機関との連携強化を目的として設立された協議会である。 主な補助金の使途は、補導委員の資質向上に係る研修会、各地区で実施される補導活動の一部に補助金が充当されている。 市と連携協力を行いながら、補導活動等を通じて青少年の健全育成に向けた取り組みの一端を当協議会が担っており、公益上必要な団体である。	現行補助額を基礎とし、運営費補助及び事業費補助として継続する。 【運営費補助の内訳】 決算書上の県補連負担金 【事業費補助(100%)】 決算書上の活動費
46	生涯学 習課	体育協会運営費補助 金	松浦市体育協会	不明	1,000	900	900	900	900	本市のスポーツを振興し、市民体育大会や各種スポーツ講習会の開催等により、競技力の向上、体力の増進を目的として設立された協会である。 主な補助金の使途は、協会を構成する各競技団体の大会運営に対する補助と、福島、鷹島支部が主催するスポーツ事業に対する補助となっている。 市と連携協力を行いながら市民の健康づくりの増進、スポーツ機会の提供に向けた取り組みの一端を当協会が担っており、会の運営の一部に補助金が充当されている。	現行補助額を基礎とし、運営費補助及び事業費補助として継続する。 【運営費補助の内訳】 決算書上の事業費のうち県体育協会負担金及び体育功労賞 【事業費補助(100%)】 決算上の事業費のうち上記支出項目以外のもの
47	生涯学 習課	町民運動会開催費補 助金	福島町民体育祭実 行委員会・ 鷹島地区町民体育 祭実行委員会	平成18 年度	0	1,170	0	0	350	合併前の旧福島町及び旧鷹島町において町民の親睦と融和を図る目的で創設された補助金で、合併後も引き続き実施されている事業である。 町民体育祭は隔年実施されており、補助金の使途の殆どは参加、入賞者の表彰に係る報償費となっている。 その他の地域については各地区の負担により自主開催されており、市内でサービスの均衡が取れていない状況であり、その他の補助金と同様に、自主財源の確保策を検討すべきである。	当面は事業費補助として継続することとするが、主な補助金の使途である報償に係る経費については、地域も含めて見直しを行い、各自治会が応分の負担を行う方向で検討することを条件とする。